

【施策12】 生活安全

～生活に身近な安全・安心を実感できるまち～

- ◆展開方向01 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
- ◆展開方向02 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
- ◆展開方向03 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。

展開方向01	1 街頭犯罪防止事業費	45
	2 暴力団排除条例関係事業費	47
	3 犯罪被害者等支援事業費	49
	4 防犯協会等補助金	51
	5 交通安全推進事業費	53
	6 交通安全協会補助金	55
展開方向02	1 自転車総合政策推進事業費	57
	2 民間駐輪場整備補助金	59
	3 駅周辺放置自転車対策事業費	61
	4 駐輪施設等維持管理事業費	63
展開方向03	1 計量器検査関係事業費	65
	2 消費生活相談事業費	67
	3 消費生活啓発事業費	69
	4 多重債務者対策関係事業費	71
	5 消費者行政活性化事業費	73
	6 定期検査等委託事業費	75
	7 施設維持管理事業費	76

(このページは白紙です)

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	暴力団排除条例関係事業費	1E15	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市暴力団排除条例等		会計	01 一般会計
個別計画			款	10 総務費
事業開始年度	平成24年度		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策	12 生活安全
展開方向	12-1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-1-1 防犯力の高い地域コミュニティづくり
局	危機管理安全課
課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己

事業実施趣旨	安全で安心な市民生活の確保を目的とする「尼崎市暴力団排除条例」の趣旨等を広く市民等に周知する。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	安全で平穏な市民生活及び本市における社会経済活動の健全な発展
事業概要	尼崎市暴力団排除条例の趣旨等を事業者のみならず、広く市民に周知・啓発する。また、尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例のもとに、市民大会(暴力団追放、青少年健全育成、くらしの安全推進尼崎市民大会)を実施する。
実施内容	(1)暴力団排除条例の推進 暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の暴力団排除条例の趣旨を啓発チラシの配布により広く市民等に対して周知を図った。 (2)市民大会の開催 明るく住み良い地域社会を形成するための市民大会(暴力団追放、青少年健全育成、くらしの安全推進尼崎市民大会)を開催し、大会宣言や基調講演などを行い、市民意識の向上を図った。 日時:平成29年8月4日(金)午後2時から 場所:サンシビック尼崎 参加人数:418人 (3)暴力団排除推進講演会 日時:平成29年11月30日(木)午後2時30分から 場所:尼崎商工会議所 参加人数:47人

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	46	66	104	
報償費	0	0	14	説明会等講師謝礼
旅費	0	10	6	職員旅費
需用費	29	30	42	消耗品等
使用料及び賃借料	17	26	42	会場使用料
人件費 B	2,755	2,542	5,524	
職員人工数	0.18	0.22	0.62	
職員人件費	1,400	1,740	4,915	
嘱託等人件費	1,355	802	609	
合計 C (A+B)	2,801	2,608	5,628	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	2,801	2,608	5,628	

事業成果の点検

評価指標	市民大会参加人数(成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)	単位	人						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	420	28年度	360	29年度	418
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	会場の収容人数の問題から大幅な参加人数の増は難しいが、多数、参加している状況である。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成25年度に「尼崎市暴力団排除条例」を施行した。本市における全ての事務事業から暴力団を排除するため、同条例の趣旨等を職員に対し周知することはもちろん、市民ならびに事業者に対しても、暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等条例の基本的な理念等を周知することで、より一層条例の推進を図っていくことが必要である。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	暴力団排除条例の趣旨等に係る啓発事業等であることから、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県内全自治体において暴力団排除条例を制定している。
---------------	---------------------------

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	当該事業は、市が主導となって行う事業であるが、今後、事業を進める過程において、啓発業務等を受託できるような民間団体が現れ、その業務を実施できる条件・環境が整えば、可能な範囲について事業の委託化を検討する。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容 引き続き、市民、事業者、警察等と連携して施策を実施していく。
現状 将来像		

総合評価

平成29年度の総合評価	暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の尼崎市暴力団排除条例の趣旨を市民に対して継続的に周知することが必要である。今後も引き続き市民、事業者、警察等と連携し、施策を推進していく。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 今後も尼崎市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業から暴力団を排除し、暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の基本的な理念をはじめ同条例の趣旨を職員のみならず市民や事業者に対しても周知していく。また、契約事務や公有財産事務において、その規則や要綱等の改正が行われた場合等に、暴力団排除要綱や手引書等の改定が必要である。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	犯罪被害者等支援事業費	1E16	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市犯罪被害者等支援条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	10 総務費
事業開始年度	平成26年度		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策	12 生活安全
展開方向	12-1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-1-1 防犯力の高い地域コミュニティづくり
局	危機管理安全局
課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己

事業概要

事業実施趣旨	「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援はもとより、犯罪被害者等の置かれている状況についても市民の理解が増進されるよう周知に努め、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
対象 (誰を・何を)	犯罪被害者等、市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現し、市民の犯罪被害者等に関する理解を増進させる。
事業概要	「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づく各種支援策を実施するとともに、条例の趣旨を広く市民等へ周知を図る。
実施内容	<p>(1)「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者の支援 平成27年7月に施行された「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、以下のとおりの施策を実施した。</p> <p>見舞金(遺族見舞金、重症病見舞金)の支給 家事援助 一時保育費用の助成 家賃助成 転居費用の助成 平成29年度は、遺族見舞金0件、重症病見舞金7件、家事援助0件、一時保育費用の助成1件、家賃助成1件、転居費用の助成1件の支援決定を行った。</p> <p>(2)公益社団法人ひょうご被害者支援センターが主催する電話相談員養成講座への職員派遣 日時:平成29年6月3日(土)及び平成29年6月17日(土) 場所:兵庫県民会館</p> <p>(3)犯罪被害者週間におけるパネル展示 日時:平成29年11月28日(火)から平成29年12月1日(金)まで 場所:市役所本庁北館1Fロビー</p>

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,556	893	2,648	
報償費	0	0	18	講演会講師謝礼
旅費	6	2	7	会議出席等旅費
需用費	0	1	2	手続きに係る消耗品
委託料	0	0	90	家事援助委託
負担金補助及び交付金	1,550	890	2,531	見舞金等
人件費 B	2,308	2,113	1,800	
職員人工数	0.27	0.27	0.20	
職員人件費	2,142	2,113	1,585	
嘱託等人件費	166	0	215	
合計 C (A+B)	3,864	3,006	4,448	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	3,864	3,006	4,448	

事業成果の点検

評価指標	尼崎市の交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合							単位	%	
目標・実績	目標値	80	達成年度	34年度	27年度	-	28年度	53.8	29年度	56.2
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った									犯罪被害者の方に寄り添った対応・支援を行っていくとともに、犯罪被害者等への支援に係る理解を深めてもらうためのパネル展示等を実施した。

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犯罪被害者等基本法第5条において、犯罪被害者等への支援は「地方公共団体の責務」と規定されており、犯罪被害者等への支援は、市民の安全・安心を確保する上でも必要かつ有効である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	無
見直しの必要性	有 無	ない。

犯罪に遭われた方への支援事業であることから、受益者負担の考え方は馴染まない。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下における条例制定都市(19市4町) 神戸市、宝塚市、相生市、たつの市、赤穂市、丹波市、明石市、姫路市、篠山市、三木市、太子町、佐用町、尼崎市、西宮市、芦屋市、小野市、養父市、三田市、加古川市、上郡町、朝来市、稲美町、豊岡市(平成30年4月1日現在) 兵庫県下における要綱等制定都市(2市) 宍粟市、淡路市
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	家事援助については、平成27年度から委託
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状 将来像		内容 犯罪被害者等に対する支援は、市主体で取り組むものである。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度は、遺族見舞金0件、重症病見舞金7件、家事援助0件、一時保育費用の助成1件、家賃助成1件、転居費用の助成1件の支援決定を行った。支援の多寡で事業を評価することは困難であるが、犯罪被害者等に寄り添った対応・支援の実施に努めた。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き、犯罪被害者等に対する早期の支援を行っていくとともに、犯罪被害者の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響等に応じて、支援施策を適切に実施していく。また、支援制度を警察等と連携して周知し、漏れない犯罪被害者等支援の実施を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	防犯協会等補助金	1E17	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	防犯協会補助金交付要綱、地域安全尼崎市民大会補助金交付要領		会計	01 一般会計
個別計画			款	10 総務費
事業開始年度	平成16年度		項	05 総務管理費
			目	61 市民活動推進費

施策	12 生活安全		
展開方向	12-1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		
行政の取組	12-1-1 防犯力の高い地域コミュニティづくり		
局	危機管理安全局	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

事業概要

事業実施趣旨	本市の街頭犯罪認知件数は、県内でも高水準で推移していることから、犯罪の抑止や防犯意識の普及・啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていくことが必要である。こうしたことから、地域において中心的に防犯活動を行っている防犯協会を支援し、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な防犯対策を実施していく。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	広く市民に防犯意識の普及啓発を行い、市民一人ひとりが犯罪の未然防止に努めることにより、犯罪のない安心して暮らせる尼崎を目指す。
事業概要	防犯に係る関係団体等との連携の下、市民の防犯意識の向上及び地域連帯活動の活性化を図るため、安全で安心して暮らせる地域づくりにつながる普及啓発事業を推進する防犯協会へ補助を行う。
実施内容	(1)防犯協会補助金 市内にある防犯協会(尼崎中央・東・西・北防犯協会)に対して、防犯活動に係る支援を行うことにより、安全・安心な地域社会を形成する。主な活動内容としては、防犯街頭啓発キャンペーン、防犯研修会、広報紙の発行。 (2)地域安全尼崎市民大会補助金 尼崎市防犯連絡協議会が主催する「地域安全尼崎市民大会」に対し補助金を交付することによって、市民の防犯意識の向上を図り、明るく健全な地域社会を形成するための活動支援を行う。地域安全尼崎市民大会では、講演会や防犯功労者表彰などを実施。

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	810	810	810	
補助金補助及び交付金	810	810	810	防犯協会・地域安全尼崎市民大会補助金
人件費 B	594	423	555	
職員人工数	0.05	0.05	0.07	
職員人件費	428	423	555	
嘱託等人件費	166	0	0	
合計 C (A+B)	1,404	1,233	1,365	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	1,404	1,233	1,365	

事業成果の点検

評価指標	(成果を検証するための指標の設定が困難なため)				単位	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	28年度	29年度
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	市民の防犯意識の向上及び地域防犯活動の強化を図るため、防犯協会に対する支援を行った。				

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市では、近年、減少しているものの街頭犯罪認知件数が依然として高水準で推移していることから、引き続き、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていくことが必要である。こうしたことから、地域において中心的に防犯活動を行っている防犯協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な防犯対策を実施していく。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など各都市における犯罪状況が異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容 補助金事業は、市が実施する事業であるため、市民との協働にはなじまない。

総合評価

平成29年度の総合評価	地域における安心・安全を確保するための防犯意識の普及啓発活動については、関係団体等と連携して、継続して行っていく必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 地域の安全・安心を確保した社会の実現を図るため、街頭犯罪防止キャンペーンや街頭犯罪防止講座等の事業について、関係団体等との連携をさらに強化するとともに、今後も粘り強く、防犯協会が実施する市民への防犯意識の普及啓発活動を支援していく必要がある。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	交通安全推進事業費	10AY	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	交通安全対策基本法		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市交通安全計画(評価:無)		款	10 総務費
事業開始年度	昭和46年度		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策	12 生活安全
展開方向	12-1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-1-2 交通安全対策の推進
局	危機管理安全課
課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己

事業概要	本市においては、人身事故件数は減少傾向にあるものの、依然として毎年2,000人を超える交通事故死傷者が発生している状況を踏まえ、交通事故の撲滅を図るため、交通安全教育及び交通安全思想の普及・啓発活動を実施していく。
対象(誰を、何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	段階的かつ体系的な交通安全教育を行うほか、広く市民に対し、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通安全意識の向上と交通安全マナーを身につけることにより、交通事故のない尼崎を目指す。
事業概要	交通安全対策基本法に基づき、交通安全教育及び交通安全に関する啓発活動を推進することにより、交通安全思想の普及・浸透を図る。
実施内容	(1)交通安全教育事業 ・年齢に応じた交通安全教室を実施(未就学児向け、小・中・高生向け、高齢者向け等) 平成28年度:232回 19,992人 平成29年度:243回 19,028人 ・高齢者に特化した高齢者向け交通安全リーフレットを作成し、老人クラブを通じて配布した。 (2)交通安全指導事業 ・高齢者や地域の交通安全意識の向上を図るため、高齢者交通安全指導員を委嘱し研修会を実施。 ・自転車安全運転の日には、警察と協力し、同指導員とともに啓発キャンペーンを実施。 (3)自転車運転免許推進事業 ・参加・体験・実践型を主とする自転車安全教室を警察と連携して実施し、自転車運転免許証等を交付 平成28年度:79回10,113人(うち免許証等交付3,473人)、平成29年度:81回9,580人(うち免許証等交付3,522人) (4)交通安全運動事業 ・交通安全功労者の表彰・・・平成28年度:4団体 6人 平成29年度:4団体 6人 (5)交通安全マーク設置事業・・・平成28年度:塗りなおし56ヶ所 平成29年度:新規1ヶ所、塗りなおし46ヶ所 (6)交通安全啓発事業 ・乳幼児の自動車用シートベルトや自転車用ヘルメットの着用など重要事項を記載した乳幼児保護者向けの交通安全リーフレットを作成し、保育所を通じて配布した。

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,213	1,285	8,565	
需用費	596	710	1,297	交通安全啓発グッズ等
役務費	29	27	35	保険料
委託料	470	469	7,068	交通安全マークの設置等委託
備品購入費	110	55	0	交通安全教育用備品等
その他	8	24	165	旅費、使用料及び賃借料等
人件費 B	25,985	25,897	34,922	
職員人工数	2.35	2.32	3.07	
職員人件費	18,795	18,418	24,336	
嘱託人件費	7,190	7,479	10,586	
合計 C(A+B)	27,198	27,182	43,487	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳				
一般財源	27,198	27,182	43,487	

事業成果の点検

評価指標	市内の自転車関連事故数(目標・実績、欄は暦年で表記)						単位	件		
目標・実績	目標値	608	達成年度	34年度	27年度	896	28年度	825	29年度	840
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	昨年に比べ、自転車関連事故の件数は増加した。自転車関連事故の事案の傾向を見ると交通ルールやマナーが徐々に浸透されてきたため、自転車が車道を行くようになり自動車と自転車の事故の増加が要因となったと思われる。しかしながら、人身事故に占める自転車関連事故の割合は減少した。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	昭和46年以降、尼崎市交通安全計画を策定し、継続して交通安全教育を推進してきた結果、近年人身事故件数は減少傾向にあり、本市の施策についても一定の成果が現れていると考える。しかしながら、本市は平坦で自転車を利用しやすい土地であることもあり、依然として自転車関連事故が多いため、継続した交通安全教育が必要である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	有 無 有 無	交通安全思想を広めるもので、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	------------	---------------------------------

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など、各都市における交通状況が著しく異なることから、単純に比較することは困難であるが、本市は従来より交通安全教育に力点を置いて地道に教育・啓発を行っており、一定の成果が現れていると考える。しかしながら、自転車利用者が多いこともあり、県内他市と比較して、本市は人身事故に占める自転車関連事故の割合が高いため、更なる自転車ルールやマナーの周知が必要である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	交通安全思想の普及・啓発は、市が責任を持って行うべき施策であり、当該事業については、今後も施策の立案等事業の根幹に関わる部分にてを実施すべき業務
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	将来的には交通安全教室を学校や団体でそれぞれに取り組みたいという体制づくりを行う。なお、小規模事業者を対象とした交通安全教育については現在委託している。

協働の領域	市民の領域	行政の領域	内容
現状	A B C	D E	交通安全教育の推進については、市のみならず、学校、地域等がそれぞれの役割分担を果たす中で、連携協力して粘り強く施策を実施していく必要がある。
将来像			

総合評価

平成29年度の総合評価	当該事業については長年にわたり、市、警察、交通安全協会、地域等との連携の下、幅広い世代を対象に推進してきた。昨年の人身事故に占める自転車関連事故の割合は、対前年比では減少したものの、自転車関連事故の件数自体は増加したことから、自転車関連事故の減少が引き続き重要な課題であり、更なる事故の分析をすすめるとともに、事故原因に応じた指導や啓発を行う必要がある。それに加えて、交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合が年々増加していることから、引き続き、高齢者の交通ルール遵守やマナーの向上に向けた取組もまた必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	拡充	自転車教室の全校実施を継続するほか、各学校に設置した交通安全リーダーにより、市内公立小中学生への日常的な交通安全教室を実施する。交通ルールの習得や交通マナーの向上については、小中学生を対象とした習熟度テストの分析の結果を踏まえ、学校や関係機関とも連携しつつ、効果的効率的な指導方法について検討していく。さらに、自転車関連事故マップを更新し、小学生自らが事故発生場所その原因等を考えるグループワークや「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」に基づく、自転車適正利用指導等に活用するほか、市報やホームページ等で一層広報していくとともに、学校等に配布し、通学路の安全点検時に保護者等とともに確認するなど、これまで以上の活用を図る。また、高齢者向けの交通安全教室を積極的に実施する。
---------------	----	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	交通安全協会補助金	10BR	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	交通安全事業運営団体補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	10 総務費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 総務管理費
			目	05 一般管理費

施策	12 生活安全	所属長名	仁尾 克己
展開方向	12-1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		
行政の取組	12-1-2 交通安全対策の推進		
局	危機管理安全課		
課	生活安全課		

事業実施趣旨	本市においては、人身事故件数は減少傾向にあるものの、依然として毎年2,000人を超える交通事故死傷者が発生している状況にあるため、引き続き、交通安全思想の普及啓発活動や交通安全教育を行い、交通事故の防止を図っていくことが必要である。こうしたことから、警察との緊密な連携が可能であり、交通安全事業を推進している交通安全協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な交通安全対策を実施していく。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、市民一人ひとりが交通安全の意識を徹底することを自らの課題として捉え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故のない尼崎を目指す。
事業概要	交通安全対策基本法に基づき、関係団体等と連携の下、交通事故の防止を図るため、交通安全思想の普及・啓発活動や交通安全教育を実施している交通安全協会へ補助を行う。
実施内容	<p>補助対象となる、市内3ヶ所の交通安全協会は、各種交通安全運動等の活動を通して、交通安全思想の普及・啓発を行うため、以下の事業を実施している。</p> <p>主な事業内容</p> <p>(1)交通安全思想の普及・啓発活動</p> <p>(2)春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動等の各種運動の実施と啓発活動</p> <p>(3)交通ルール遵守とマナー向上のため各種交通安全の啓発活動と街頭指導</p>

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	576	576	576	
補助金補助交付金	576	576	576	交通安全協会補助金
人件費 B	428	1,268	1,744	
職員人工数	0.05	0.16	0.22	
職員人件費	428	1,268	1,744	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C (A+B)	1,004	1,844	2,320	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,004	1,844	2,320	

事業成果の点検

評価指標	市内の自転車関連事故数 (「目標・実績」欄は暦年で表記)							単位	件	
目標・実績	目標値	608	達成年度	34 年度	27年度	896	28年度	825	29年度	840
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	昨年に比べ、自転車関連事故の件数は増加した。自転車関連事故の事案の傾向を見ると交通ルールやマナーが徐々に浸透されてきたため、自転車が車道を行くようになり自動車と自転車の事故の増加が要因となったと思われる。しかしながら、人身事故に占める自転車関連事故の割合は減少した。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市においては、人身事故件数は減少傾向にあるものの、依然として毎年2,000人を超える交通事故死傷者が発生している状況にあるため、引き続き、交通安全思想の普及・啓発活動や交通安全教育を行い、交通事故の防止を図っていくことが必要である。こうしたことから、警察との緊密な連携が可能であり、交通安全事業を推進している交通安全協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な交通安全対策を実施していく。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など各都市における交通状況が異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容 補助金事業は、市が実施する事業であるため、市民との協働にはなじまない。

総合評価

平成29年度の総合評価	自転車関連事故を減らしていくためには、自動車と自転車の事故が多いことから自動車運転者に対しても自転車を巻き込む事故等について積極的に周知するとともに、地域における交通安全を確保するための交通安全広報・啓発活動などの交通安全対策について、関係団体等と連携して、継続して行っていく必要があることから、今後とも交通安全協会に対して支援を実施していく。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 市内3交通安全協会と合同でキャンペーンを行うなど、交通安全協会同士でも協力し、事故のない尼崎を目指すため、市として今後も粘り強く、交通安全思想普及・啓発活動を支援していく必要がある。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	自転車総合政策推進事業費	10BB	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市自転車のまちづくり推進条例、自転車活用推進法		会計	01 一般会計
個別計画			款	05 総務費
事業開始年度	平成28年度		項	05 総務管理費
			目	10 一般管理費

施策	12 生活安全	
展開方向	12-2 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	
行政の取組	12-2 自転車総合政策の推進	
局	危機管理安全課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己	

事業概要
事業実施趣旨 自転車関連の交通事故や犯罪(自転車盗難や自転車乗車時のひたくり)被害といった課題の解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から、自転車総合政策を推進する。
対象 市民等

求める成果
 (どのような状態にしたいか) 市民一人ひとりが、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまち

事業概要 自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、市民一人ひとりが、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進する。

実施内容
 (1)尼崎市自転車フォーラム開催事業
 平成29年8月5日(土)、尼崎市総合文化センターで「尼崎市自転車のまちづくりフォーラム」を実施した。(参加者121人)
 (2)尼崎市自転車のまちづくり推進計画等検討事業
 自転車のまちづくり関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、尼崎市自転車のまちづくり推進庁内連携会議における議論や尼崎市自転車のまちづくり推進協議会における意見聴取などを経て、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(計画期間:平成30年～平成34年度)を策定した。
 (3)尼崎市自転車のまちづくり推進条例等周知事業
 平成29年10月1日(日)、アルカイク広場で「尼崎市自転車のまちづくりセレモニー&キャンペーン」を実施するなど、条例の周知を図った。
 (4)自転車利用促進事業
 平成29年10月から同年11月まで兵庫県と共催でコミュニティサイクル社会実験を実施した(延べ629台利用)。
 平成30年3月に尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」を開設した。
 平成30年3月に自転車のメンテナンススポット「リンリンステーション」を設置(4箇所)した。
 (5)自転車課題解決事業
 尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づき自転車適正利用指導を実施した。また、自転車教室を受講する小中学生を対象に自転車の交通ルールやマナーの習熟度テストを実施(平均正答率87.2%)した。

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	1,069	7,058	5,625	
報償費	257	178	218	学識等の報償費
需用費	332	871	92	チラシ、啓発物品等
委託料	270	5,793	5,214	コミュニティサイクル運営業務委託等
使用料及び賃借料	129	115	14	イベントの施設使用料
その他	81	101	87	旅費等
人件費 B	16,077	30,299	24,687	
職員人工数	1.94	3.54	3.06	
職員人件費	15,482	28,137	24,257	
嘱託等人件費	595	2,162	430	
合計 C(A+B)	17,146	37,357	30,312	
C 国庫支出金				
の 県支出金		174		ふるさと創生推進事業補助金
財源内 市債				(補助率1/3)
訳 其他				
一般財源	17,146	37,183	30,312	

事業成果の点検

評価指標	市民が、生活の中で、安全に、安心して、快適に自転車を利用できていると感じる割合						単位	%	
目標・実績	目標値	60.7	達成年度	34年度	27年度	28年度	40.7	29年度	38.2
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成や達成できず下回った		平成29年度時点では48.9%を目標としていたが、自転車のまちづくりの周知が進むこととあわせて、自転車利用時の安全性や安心感、快適性に対する関心が高まり、街中のルール、マナーの違反に対する評価が厳しくなったことにより、下回ったと考える。						

必要性・有効性の点検

必要性・有効性 本市の自転車のまちづくりを推進することを目的に、自転車関連の交通事故や犯罪(自転車盗難や自転車乗車時のひたくり)被害といった自転車に関する課題の更なる解決を図るとともに、自転車を持つ交通便利性のみならず様々な魅力を高めていくため、自転車施策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	有 無	自転車政策の推進を行うもので、受益者負担という考え方は馴染まない。
-----------------	-----	-----------------------------------

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較
 (3)(仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進計画等検討事業(自転車計画を策定している自治体) 国(自転車活用推進本部)における計画策定状況…平成30年6月に策定
 兵庫県下における計画策定市…明石市、姫路市、加古川市、神戸市、伊丹市の5か所
 その他都市…堺市、高槻市、京都市をはじめ約50の自治体が策定
 (5)自転車利用促進事業(コミュニティサイクルを本格実施している自治体) 兵庫県下における本格実施…神戸市、姫路市、篠山市の3か所
 その他都市…全国110市で本格実施中

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	当該事業は、庁内関係部署と連携し、総合的に進める事業であり、他にも市民、事業者、有識者等との調整などが多岐に渡るとともに、相互に関連しあうため、定型性が低く、公共性の高い事業である。また、平成28年度より開始した事業であることから、民間団体への委託化は馴染まないと考えられる。
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務上記以外委託等の余地有委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 A B C D E 行政の領域	内容 引き続き、様々な分野で庁内関係部署と連携して施策を実施していく。
	現状 将来像	

総合評価

平成29年度の総合評価 平成29年度は、尼崎市自転車のまちづくり推進庁内連携会議における議論及び同推進協議会における意見聴取などを経て、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(計画期間:平成30～34年度)を策定したほか、自転車関連事故対策として、尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく自転車適正利用指導を実施した。また、尼崎の森中央緑地を中心とした南部臨海地域における利用状況の調査のため、兵庫県と共催でコミュニティサイクル社会実験を実施した。さらに、市民や事業者などが本市の自転車のまちづくりの推進に参画するきっかけとなるように、まずは、自転車を活用した観光やイベントなどの魅力に関する情報や事故防止、放置対策などの課題解決に向けた取組の情報をワンストップで取得できる、尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」を開設し、自転車のまちづくりの周知を図った。これらの取組により、自転車のまちづくりを推進するための仕組みづくりを進めたが、各種施策の情報発信や市民や事業者の参画意識の醸成により一層の推進を図る必要がある。

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針 **拡充** 尼崎市自転車のまちづくり推進計画に基づき各種施策を総合的かつ計画的に進めるほか、ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同ツイッターによる定期的な情報発信やコミュニティサイクル社会実験等の取組を引き続き実施するとともに、平成30年度からは、本市の自転車のまちづくりをサポートしている団体や個人を認定、周知する「グッと!ニっ子リンリンサポーター認定制度」を創設し、市民や事業者の、自転車のまちづくりへの参加意識を醸成する。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	民間駐輪場整備補助金	891C	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市民間駐輪場整備補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	40 土木費
事業開始年度	平成26年度		項	10 道路橋りょう費
			目	20 自転車対策費

施策	12 生活安全
展開方向	12-2 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
行政の取組	12-2 自転車総合政策の推進
局	都市整備局
課	放置自転車対策担当
所属長名	和佐田 洋

事業実施趣旨	自転車等の放置を防止し、道路や公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資する利便性の高い駐輪場の整備を促進する。																								
対象(誰を・何を)	自転車等利用者																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	民間用地を活用し駐輪場の整備促進を図り、駐輪場が不足している駅周辺において放置自転車等を防止することにより、市民の安全確保と良好な都市環境の保全を図る。																								
事業概要	駐輪場が不足している又は特に不足していると市が判断した駅周辺に、不特定多数の利用に供するための駐輪場を設置した場合に補助金を交付する。 【予算概算】(上限額)(基準整備費)(上限台数)(補助率) 400万円 = 6万円 × 100台 × 2/3 2箇所 × 400万円 = 800万円																								
実施内容	<p>1 駐輪場が不足している駅(補助率 1/2) JR立花駅(北側)、阪神杭瀬駅、阪神尼崎駅(南)</p> <p>2 駐輪場が特に不足している駅(補助率 2/3) 阪急武庫之荘駅、阪急塚口駅</p> <p>3 補助金交付額(平成29年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>場所</th> <th>設置台数(台)</th> <th>交付額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 JR立花駅</td> <td>北側</td> <td>18</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>2 JR立花駅</td> <td>北側</td> <td>25</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>3 阪急武庫之荘</td> <td>北側</td> <td>123</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>4 阪急武庫之荘</td> <td>南側</td> <td>88</td> <td>2,046</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>254</td> <td>7,336</td> </tr> </tbody> </table>	駅名	場所	設置台数(台)	交付額(千円)	1 JR立花駅	北側	18	540	2 JR立花駅	北側	25	750	3 阪急武庫之荘	北側	123	4,000	4 阪急武庫之荘	南側	88	2,046	計		254	7,336
駅名	場所	設置台数(台)	交付額(千円)																						
1 JR立花駅	北側	18	540																						
2 JR立花駅	北側	25	750																						
3 阪急武庫之荘	北側	123	4,000																						
4 阪急武庫之荘	南側	88	2,046																						
計		254	7,336																						

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,800	7,336	8,000	
補助金補助及び交付金	4,800	7,336	8,000	民間駐輪場整備補助金
人件費 B	800	1,273	1,271	
職員人工数	0.10	0.16	0.16	
職員人件費	800	1,273	1,271	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	5,600	8,609	9,271	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他				
一般財源	5,600	8,609	9,271	

事業成果の点検

評価指標	市内全駅の駅前放置自転車台数(放置禁止区域内)						単位	台/日		
目標・実績	目標値	0	達成年度	年度	27年度	1,169	28年度	570	29年度	319
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った		平成29年度に実施した駅周辺における放置自転車等の実態調査の結果では、市内13駅全体では対前年度で251台の減となった(平成29年度の目標指標は701台)							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	鉄道事業者をはじめとする民間事業者による駐輪場整備の推進を図り、平成29年度の市内の収容台数は、官民あわせて約44,000台あり、平成5年度の官民合わせた収容台数(約21,000台)の2倍強となっている。しかしながら、駐輪場が不足している鉄道駅がまだ存在する中で、駐輪場整備用地を確保することは非常に困難な状況にある。この補助金制度により、狭小地や既存の自動車駐車場、店舗敷地内等の民間用地を活用し、民間活力による駐輪場整備を促進させることは非常に有効である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無
見直しの必要性	有 無

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	内閣府が平成26年3月に発表した調査結果では46の自治体が導入している。近隣では、豊中市が平成29年度に民間駐輪場整備補助金制度を創設している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託に要する費用及び事務のほう負担が大きく、委託する効果がな い。 委託等の余地有 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E
現状 将来像	内容
	補助金の制度により、民間駐輪場を整備する一つのきっかけとなり、自転車等利用者は駐輪場を利用し、駅周辺の放置自転車等が減少する。

総合評価

平成29年度の総合評価	平成29年度に補助対象とした駅は、市として駐輪場が不足していると判定した、JR立花駅(北側)・阪神尼崎駅(南側)・阪神杭瀬駅、特に不足していると判定した阪急武庫之荘駅・阪急塚口駅の5駅である。結果として、平成29年度は阪急武庫之荘駅北側において2箇所211台、JR立花駅において2箇所43台の合わせて254台の駐輪場が補助金を活用して整備された。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 今後も駐輪場が不足していると思われる鉄道駅があるため、民間駐輪場整備補助金制度を継続し民間駐輪場整備の促進に努める。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	駅周辺放置自転車対策事業費	891E	事業分類	ソフト事業
根拠法令	自転車等駐車場設置管理条例、放置の防止に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	40 土木費
事業開始年度	平成24年度		項	10 道路橋りょう費
			目	20 自転車対策費

施策	12 生活安全		
展開方向	12-2 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。		
行政の取組	12-2 自転車総合政策の推進		
局	都市整備局	課	放置自転車対策担当
所属長名	和佐田 洋		

事業概要

事業実施趣旨	市立駐輪場の管理運営及び放置自転車対策関連事業(撤去運搬、啓発整理、保管返還)を一体的に指定管理者に業務委託することによって、駅周辺の放置自転車等を防止する。														
対象(誰を・何を)	自転車等利用者														
求める成果(どのような状態にしたいか)	市立駐輪場利用者の増加と、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、災害時における防災活動の円滑化と公共空間としての機能の確保を図り、市民生活の安全を確保し、良好な都市環境を保全する。														
事業概要	放置自転車等の減少を図るため、市内13駅を北西部地域、北東部地域、南部地域の3地域に分割し、市立駐輪場の管理運営及び放置自転車対策関連事業(撤去運搬、啓発整理、保管返還)業務を一体的に指定管理者に業務委託する。														
実施内容	<p>指定管理者に駐輪場の管理及び放置自転車対策関連事業を一体的に業務委託することにより、駐輪場への積極的な誘導や、放置禁止区域内での撤去活動の強化など、指定管理者が主体となり計画的、効率的な放置自転車対策の取り組みを進めている。</p> <p>・指定管理期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>・指定管理者 <北西部地域> 尼崎中高年事業(株)・(公社)尼崎市シルバー人材センター共同事業体 <北東部地域> (公財)自転車駐車場整備センター・(株)駐輪サービス共同事業体 <南部地域> (株)阪神ステーションネット・(株)アーキエムズ共同事業体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>指定管理者対象施設(駐輪場)</th> <th>放置自転車対策事業対象駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北西部</td> <td>立花駅第1~第7、南地下、武庫之荘駅第</td> <td>(阪急)武庫之荘、(JR)立花</td> </tr> <tr> <td>北東部</td> <td>JR尼崎駅南、北</td> <td>(阪急)塚口、(JR)尼崎、塚口、猪名寺</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>出屋敷駅北</td> <td>阪神電鉄各駅(6駅)</td> </tr> </tbody> </table>			地域	指定管理者対象施設(駐輪場)	放置自転車対策事業対象駅	北西部	立花駅第1~第7、南地下、武庫之荘駅第	(阪急)武庫之荘、(JR)立花	北東部	JR尼崎駅南、北	(阪急)塚口、(JR)尼崎、塚口、猪名寺	南部	出屋敷駅北	阪神電鉄各駅(6駅)
地域	指定管理者対象施設(駐輪場)	放置自転車対策事業対象駅													
北西部	立花駅第1~第7、南地下、武庫之荘駅第	(阪急)武庫之荘、(JR)立花													
北東部	JR尼崎駅南、北	(阪急)塚口、(JR)尼崎、塚口、猪名寺													
南部	出屋敷駅北	阪神電鉄各駅(6駅)													

事業費

(単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	356,289	357,242	358,705	
委託料	356,289	357,242	358,705	
人件費 B	39,750	36,757	37,838	
職員人工数	3.58	2.77	2.85	
職員人件費	23,628	21,186	21,748	
嘱託等人件費	16,122	15,571	16,090	
合計 C (A+B)	396,039	393,999	396,543	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	264,063	261,491	263,909	自転車等駐車場使用料等
一般財源	131,976	132,508	132,634	

事業成果の点検

評価指標	市内全駅の駅前放置自転車台数(放置禁止区域内)					単位	台/日			
目標・実績	目標値	0	達成年度	年度	27年度	1,169	28年度	570	29年度	319

平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	平成29年度に実施した駅周辺における放置自転車等の実態調査の結果では、市内13駅全体では対前年度で251台の減となった(平成29年度の目標指標は701台)
-------------------	---------------------------	---

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	鉄道事業者をはじめとする民間事業者による駐輪場整備の推進を図り、平成29年度の市内の収容台数は、官民あわせて約44,000台あり、平成5年度の官民合わせた収容台数(約21,000台)の2倍強となっている。官民での駐輪場の整備とあわせ、放置自転車等の啓発や撤去の強化に努めてきた結果、平成29年度の放置自転車台数は319台と、ピーク時(平成5年)の16,933台と比べ、約98%減少している。目標値0を目指して一体的管理を継続する必要がある。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	市立駐輪場利用者に対し使用料を徴収している。
見直しの必要性	有 無	撤去自転車等の返還費用を徴収している。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では、尼崎市と同様に、芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市において駐輪場を設置し指定管理者により管理運営している。放置自転車対策業務についても、尼崎市と同様に、芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市で啓発整理業務や撤去活動等の放置自転車対策を講じている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	使用料徴収を含む駐輪場の管理運営については、平成27年4月から指定管理者制度を導入しているが、放置自転車対策業務の委託については、撤去すべき自転車等の特定など、一部公権力の行使にあたるものがあることから、業務のすべてを委託することは法律上の問題等も含め研究を重ね慎重に検討すべきである。
委託等の可能性	上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E	内容	全ての市立駐輪場に指定管理者制度を導入している。放置自転車等の啓発活動に限っては、一部の駅周辺において地元住民等と協力して行っており、今後も継続、拡大に取り組む。
現状				
将来像				

総合評価

平成29年度の総合評価	指定管理者による一体的な業務委託をすることで、放置自転車等の台数はピーク時から約98%も減少した。しかし、いまだ放置自転車等は存在しているため、駐輪場の利用率向上や、指定管理者によるレンタサイクル等自主事業の継続などにより、更なる放置自転車等の減少に努める。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 指定管理者制度を導入した一体的な業務委託により、市立駐輪場はもろろんのこと、民間駐輪場へ誘導することで利用者を増やし、放置自転車等を減らすとともに駐輪マナー向上の啓発を行っていく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	駐輪施設等維持管理事業費	8921	事業分類	ソフト事業
根拠法令	自転車等駐車場設置管理条例、放置の防止に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	40 土木費
事業開始年度	昭和54年度		項	10 道路橋りょう費
			目	20 自転車対策費

施策	12 生活安全		
展開方向	12-2 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。		
行政の取組	12-2 自転車総合政策の推進		
局	都市整備局	課	放置自転車対策担当
所属長名	和佐田 洋		

事業概要
事業実施趣旨 駐輪場や保管所の用地確保及び機器等の保守を行う。また、駐輪マナー向上に係る啓発や道路啓発用品の配置により放置自転車等の防止を図る。

対象 (誰を・何を) 自転車等利用者

求める成果 (どのような状態にしたいか) 駅周辺の公共の場所における放置自転車等を防止することにより、公共空間としての機能を確保し、市民の安全確保及び災害時における防災活動の円滑化を図る。

事業概要 駐輪場用地の確保及び機器等の保守を行い、駐輪場の利用促進を図る。市内の駅周辺を放置禁止区域に定め、自転車等利用者に対する啓発整理に努めるとともに、撤去した放置自転車等を所有者等に返還するまでの間、一時保管する。また、放置禁止区域外の市道上の長期放置自転車等については廃棄物であることを確認して処分する。なお、本事業は平成29年度から、894A全国自転車問題自治体連絡協議会負担金を統合している。

- 実施内容**
- 賃借用地
武庫之荘駅南自転車駐車場、阪急園田駅西自転車駐車場、JR塚口駅北自転車駐車場、大庄西保管所
 - 放置禁止区域内で撤去した放置自転車等の保管
市内13駅で撤去した放置自転車等を市内4箇所の自転車等保管所で返還するため、一時保管している。
返還にあたっての費用として自転車2,500円・原動機付自転車5,000円を徴収している。
 - 放置禁止区域外での自転車等の撤去
道路管理者として、市道上に長期放置してある自転車等を撤去・保管し、処分している。
参考 平成29年度実績 759台
 - 駐輪マナー向上事業
放置防止に向けた啓発ポスターと駐輪場マップを作成し、市内各所で掲示と配布を行っている。
また、JR立花駅、JR尼崎駅、阪神尼崎駅において、老朽化したバリケードに代わるサインキューブの配置を行った。

事業費 (単位:千円)

	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	39,218	40,548	236,217	
需用費	3,534	4,840	6,175	消耗品及び修繕費等
役務費	404	290	491	電話料及び夜間金庫手数料等
委託料	2,873	3,066	2,947	標識点検等
使用料及び賃借料	32,035	30,252	26,576	武庫之荘駅南駐輪場土地賃借料等
その他	372	2,100	200,028	工事請負費等
人件費 B	36,394	41,721	40,491	
職員人工数	3.15	4.54	4.48	
職員人件費	25,194	32,090	31,155	
嘱託等人件費	11,200	9,631	9,336	
合計 C (A+B)	75,612	82,269	276,708	
C 国庫支出金	0	0	0	
の 県支出金	0	0	0	
の 市債	0	0	0	
財源	27,048	26,110	23,671	自転車等駐車場使用料等
内 市債	0	0	0	
の 一般財源	48,564	56,159	253,037	

事業成果の点検

評価指標	市内全域の駅前放置自転車台数(放置禁止区域内)						単位	台/日		
目標・実績	目標値	0	達成年度	年度	27年度	1,169	28年度	570	29年度	319
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 平成29年度に実施した駅周辺における放置自転車等の実態調査の結果では、市内13駅全体では対前年度で251台の減となった。(平成29年度の目標指数は701台)									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性
 本市ではこれまで、放置自転車等のない安全なまちを目指して、駐輪場の整備、放置している自転車利用者への啓発・整理、撤去、保管・返還の各業務を中心に取り組んできた。具体的には、官民合わせた駐輪場の整備台数を、放置自転車が最も多かった平成5年度と比べ約2倍に増やすとともに、撤去回数については、75回(平成5年)から450回(平成29年)に強化し、更に自転車等利用者への啓発指導にも努めてきた結果、ピーク時(平成5年)に16,933台あった放置自転車台数が平成29年度は約98%減の319台にまで減少した。

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有	無	撤去した自転車等の保管返還料については、近隣市の状況を踏まえて均衡を保って設定している。
見直しの必要性	有	無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較
 自転車等の放置台数は人口規模、地形等により自治体ごとにバラつきがあるが、阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)においても、本市と同様に駅周辺の駐輪場の整備をはじめ、啓発整理業務や撤去活動等の放置自転車対策を講じている。区域外についても、長期に放置されている自転車等については、撤去などを行い、処分している。

担い手の点検

現状の委託等	全部	一部	無	市立駐輪場の指定管理導入とあわせて放置自転車等撤去運搬業務等を実施すべき業務は既に委託しているが、撤去すべき自転車等の特定など、一部公権力の行使にあたるものがあることから、一連の業務のすべてを委託することは法律上の問題等も含め、研究を重ね慎重に検討するべきである。				
委託等の可能性	法に基づき市が直接全	法に基づき市が直接全	法に基づき市が直接全					
協働の領域	市民の領域	A	B	C	行政の領域	D	E	内容 放置自転車等の啓発活動に限っては、一部の駅周辺において地元住民、商業者等と協力して行っており、今後も継続・拡大に向け取り組んでいく。
	現状							

総合評価

平成29年度の総合評価
 継続して放置自転車等の啓発と撤去を行うことにより、放置自転車台数はピーク時(平成5年)に比べ、約98%減少しているが、一部の駅周辺には放置自転車がまだ存在している。平成27年度から市立駐輪場の指定管理者に放置自転車対策業務(啓発・整理、撤去、保管・返還)を一体的に委託している。また、引き続き、地元住民、商業者、鉄道事業者等と協力するとともに、拡充事業として平成29年度に主要駅に導入した、バリケードに代わるサインキューブをさらに阪急塚口駅、阪急園田駅、阪神出屋敷駅へ導入し、放置自転車防止に向けた取り組みをすすめていく。一部用地返還に伴う武庫之荘駅南駐輪場閉鎖について、代替用地の確保に努めたが平成29年度中に確保することができなかった。

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針
維持
 今後も指定管理者と連携の強化を図り、より効果的な対策を進めていく。放置自転車防止策として、駐輪マナー向上事業を継続させるとともに、平成29年度に主要駅に導入した、バリケードに代わるサインキューブをさらに市内各駅へ導入していく。また、指定管理者をはじめ、地域住民、商業者、鉄道事業者との連携強化を図り、駐輪マナー向上の啓発を重点的に行っていく。なお、閉鎖する武庫之荘駅南駐輪場については、民間駐輪場を含めた代替駐輪場の確保に努める。

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	計量器検査関係事業費	731A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	計量法		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	昭和27年度		項	05 商工費
			目	20 計量器検査費

施策	12 生活安全
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり
局	危機管理安全課
課	消費生活センター・計量担当
所属長名	今村 彰昭

事業実施趣旨	適正な計量器を使用することにより、商取引の安全を確保し、消費者の保護を図る。
対象(誰を・何を)	計量器使用事業者、市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	計量法に基づく検査等を実施することにより、商取引の安全を確保し、消費者の保護を図る。
事業概要	適正な計量の実施を確保するため、商店・工場等において、取引又は証明に使用されている計量器について調査、立入検査を実施する。また、計量思想の普及・啓発を行う。
実施内容	<p>(1)立入検査 <平成29年度実績></p> <p>商品量目の立入検査 5店舗 350件</p> <p>特定計量器及び各種メーターへの立入検査 7事業所 677器</p> <p>(2)計量思想の普及啓発</p> <p>適正計量管理事業所への啓発ポスター配布 59事業所</p> <p>くらしいきいきフェア(11月開催分)(家庭用計量器の無料検査の実施等) 2件</p> <p>(3)その他</p> <p>適正計量管理事業所の年度末報告の受理 92事業所</p> <p>代検査事業所の年度末報告の受理 19事業所 123器</p> <p>(4)計量行政に関し、特定市相互間の緊密な連携を図り、適正な計量行政の実施を確保する。(構成)</p> <p>計量法施行令(平成5年政令第329号)第4条の規定により指定された特定市(全国126市)(会議) 平成29年度</p> <p>全国会議 東京都 関西地区会議 門真市</p>

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
旅費	44	44	44	会議出席旅費
需用費	106	86	64	計量器検査関係消耗品、図書等
負担金補助金及び交付金		18	18	全国特定市計量行政協議会負担金
人件費 B	5,377	9,350	9,072	
職員人工数	0.40	1.52	1.50	
職員人件費	3,228	8,704	8,332	
嘱託等人件費	2,149	646	740	
合計 C(A+B)	5,527	9,498	9,198	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
財 市債				
源 その他			7	計量器検査手数料
内 一般財源	5,527	9,498	9,191	

事業成果の点検

評価指標	商品量目立入検査の合格割合							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	99.4	28年度	99.4	29年度	98.0
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った 検査対象となる特定計量器の立入検査を適宜実施している。									

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。 (計量法に基づく検査等を行うことにより、商取引の安全を確保し消費者の保護を図るために必要な事務である。)
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	計量法第127条第3項に基づく検査を行った場合は、特定計量器を使用する事業所に対して、検査手数料の負担を求めている。
見直しの必要性	有 無	なお、本市も含め近隣特定市の検査手数料は同一である。

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国計量行政協議会での合意に基づき計量法第148条の規定に基づく事業所への立入検査を、他都市と同様に本市も実施している。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	指導等を伴う立入検査については、計量法第148条に基づき市が実施すべき事務であり、委託等はできない事務である。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	計量法第148条に基づき、市が行うべき事務である。	

総合評価

平成29年度の総合評価	計量法に基づく立入検査を実施し、不合格項目のあった事業者には指導も行うことにより、商取引の安全確保に努めることができた。商店・工場などにおいて、取引・証明に使用している計量器について、調査・立入検査を実施することは法定事務であり、適正な計量の実施を確保するためにも今後も必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 計量器検査については、今後も引き続き計量法第148条に基づき実施する。なお、適正計量の重要性及び必要性を計量器使用事業者・市民に対して積極的に周知していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	消費生活相談事業費	741A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	消費者基本法第19条		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策	12 生活安全
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり
局	危機管理安全課
課	消費生活センター・計量担当
所属長名	今村 彰昭

事業概要	複雑多様化している商取引や消費者トラブルについて、専門の相談員が適切かつ迅速に対応することにより、消費者の権利と安全を守るとともに、商品の安全性の確保を図る。
対象 (誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	消費者の権利と安全を守るため、消費者問題に関する苦情、問合せを受け、適切かつ迅速に対応し、問題解決を図る。
事業概要	消費者被害の未然防止及び救済を図るため、消費生活相談を実施する。
実施内容	消費者から訪問販売等に係る苦情の処理のあっせん等消費生活に関する相談を受けた。消費者被害の未然防止及び救済事業として複雑多様化する消費者問題に関する苦情相談、問合せを受け、適切かつ迅速に対応することで自主交渉を支援し、問題解決を図った。 委託先 尼崎消費者協会 相談受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00 相談員 3人 平成29年度相談件数 3,036件 (内訳) あっせん解決 328件 助言 1,689件 その他情報提供 761件 他機関紹介 77件 その他 181件

事業費 (単位:千円)				
事業費 A	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
役務費	9,380	9,380	9,799	電話料
委託料	9,380	9,380	9,380	消費生活相談業務委託料
使用料及び賃借料			107	電話リース料
人件費 B	1,722	2,267	2,103	
職員人工数	0.11	0.22	0.20	
職員人件費	914	1,750	1,585	
嘱託等人件費	808	517	518	
合計 C (A+B)	11,102	11,647	11,902	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
市債				
その他				
内訳				
一般財源	11,102	11,647	11,902	

事業成果の点検

評価指標	消費生活相談件数	単位	件	
目標・実績	目標値 2,768	達成年度	34 年度	
	27年度 3,427	28年度 3,164	29年度 3,036	
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	複雑多様化する消費者問題に関する苦情、問合せに対し、適切かつ迅速に対応し一定の成果を上げた。		

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者基本法第19条に基づき、地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努める必要がある。複雑多様化する消費者問題に対し、適切かつ迅速に対応し多くの助言やあっせん解決などを行っている。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	消費者の権利と安全を守ることは行政の責務であり、受益者負担という観点は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	相談窓口の体制については、週5日3人体制で行っており類似都市の西宮市、姫路市と比べても概ね同水準である。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	現在、尼崎消費者協会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	相談内容によっては、消費者問題から生活全般の問題まで広がる事例がある。他の機関等とのネットワークを作り連携を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。	

総合評価

平成29年度の総合評価	消費生活センターには、消費者トラブルを抱えた市民から依然多くの相談が寄せられ、平成29年度についても寄せられた相談に対して助言やあっせん等の対応により、消費者被害の救済に努めたものである。今後も引き続き相談員のレベルアップに努め、被害の救済を取組む必要がある。
-------------	--

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 消費生活トラブルの多様化、高度化、悪質商法の巧妙化など、新たな消費生活問題に係る相談が多いことから、引き続き相談員等のレベルアップ等窓口業務の機能充実を図る必要がある。さらに、消費者のプライバシーに配慮しながら、民間も含めた他の機関との連携を強化していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	消費生活啓発事業費	741E	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	消費者基本法第17条第2項		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策	12 生活安全
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり
局	危機管理安全課
課	消費生活センター・計量担当
所属長名	今村 彰昭

事業実施趣旨	消費生活の基礎知識や消費者契約のトラブルについての啓発活動を行うことにより、消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し、適切に行動できるよう支援する。
対象(誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し適切に行動できるようにする。
事業概要	消費者が健全な消費生活を営めるよう、消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。
実施内容	消費者が、健全な消費生活を営むことができるよう、商品及びサービスなど消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。(啓発業務を尼崎消費者協会に委託) <平成29年度実績> (1) 消費生活講座・・・7回実施 227人受講 (2) くらしの通信講座・・・86人修了 (3) くらしいきいき巡回講座・・・21回実施 1,014人受講 (4) くらしいきいきフェア(5月開催)・・・参加延べ人員 326人 ・悪徳商法・架空請求追放街頭キャンペーン ・パネル展示、ビデオ上映 ・記念講演 テーマ「身近な生活用品に潜む危険～あっけない～」

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	4,140	4,140	4,493	
報償費			9	消費者行政対策協議会委員報償費
旅費			41	会議等出席旅費
需用費			303	消耗品費
委託料	4,140	4,140	4,140	消費生活啓発業務委託料
人件費 B	1,722	2,591	2,500	
職員人工数	0.11	0.22	0.25	
職員人件費	914	1,750	1,982	
嘱託等人件費	808	841	518	
合計 C(A+B)	5,862	6,731	6,993	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	5,862	6,731	6,993	

事業成果の点検

評価指標	消費生活講座参加者理解度(消費生活講座の参加者のアンケート回答者のうち、「理解できた」と回答した人の割合)						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	27年度	95.4%	28年度	98.0%	29年度	96.0%
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	講座等を通じて消費生活の基礎知識や法律等の情報の提供に努めることにより、消費者自ら法律、規制等の変化並びに商取引方法や商品の多様化、複雑化に対応でき消費者の自立の支援に役立っているものと考え。								

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体は消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活に関する教育を充実する等施策を講ずるよう努めなければならない。今後も当該啓発業務は本市にとって必要な業務である。また、消費生活相談員が啓発業務も行っていることから、本市の消費生活相談の傾向に沿った形での各種講座を実施することができ、効率的に啓発ができていているものと考え。
---------	---

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	地方公共団体は、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるよう努める義務があり、受益者負担という観点は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	啓発事業については、市によって手法、実施内容も様々であり、他都市と比較することは難しい。なお、本市では消費生活相談員が啓発業務も兼ねていることから、本市の実情にあった情報を講座に取り入れながら効果的な啓発業務を行っている。
---------------	---

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	現在、尼崎消費者協会に委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状		
将来像		
消費生活啓発事業は、消費者問題に限らず生活全般にわたる支援が必要であり、他の機関等とのネットワークを広げての啓発活動が必要である。		

総合評価

平成29年度の総合評価	年代や特性に応じた各種講座やくらしいきいきフェアの開催により、消費者意識の向上、被害の未然防止に努めることができた。なお、各種講座の受講者のアンケート結果より、講座での丁寧な説明が消費者問題の理解度の向上に寄与していると考え。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺の手口などが益々巧妙となり被害が増加しているため、関係機関と協議し高齢者を対象とした情報発信・意識啓発の充実に取り組む。一方で20歳未満の若者の被害も発生しているため、引き続き各年代等に応じた消費者意識の啓発に取り組んでいく。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	多重債務者対策関係事業費	7438	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	平成20年度		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策	12 生活安全
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり
局	危機管理安全課
課	消費生活センター・計量担当
所属長名	今村 彰昭

事業実施趣旨	多重債務に悩む市民の問題解決と自立した生活の確保を図るため、相談窓口の整備、市民啓発の実施、相談員の資質の向上を図る。
対象(誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	多重債務に悩む市民の問題解決と自立した生活の確保
事業概要	多重債務相談とともに、啓発事業等を実施する。
実施内容	<p>多重債務者対策の取組として、相談体制の充実を図るとともに、啓発事業の実施等を行った。</p> <p>(1)相談窓口体制の整備 多重債務相談担当として消費生活相談員体制の充実 消費生活相談のうち、多重債務相談について丁寧に債務等の聞き取りを行う。 さらに、必要であれば弁護士や司法書士による多重債務等特別相談につなぐ。 多重債務等特別相談 毎週火曜日午後1時30分～3時30分 ただし、第4火曜日は午後6時～8時 <平成29年度実績> 多重債務等特別相談 146件</p> <p>(2)啓発チラシの配布 消費者フェスティバルやくらしいきいきフェアといったイベント及び各講座等に配布を行った。</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	2,276	2,330	2,180	
報償費	1,029	1,071	918	弁護士等報酬
需用費	0	12	14	用紙代等
委託料	1,247	1,247	1,248	多重債務等特別相談業務委託料
人件費 B	860	1,290	370	
職員人工数	0.06	0.11	0.00	
職員人件費	457	870	0	
嘱託等人件費	403	420	370	
合計 C (A+B)	3,136	3,620	2,550	
C 国庫支出金				
の 県支出金	1,029	1,071	0	消費者行政活性化事業費補助金(補助率10/10)
市債				
その他				
内訳 一般財源	2,107	2,549	2,550	

事業成果の点検

評価指標	多重債務等特別相談件数(多重債務者の掘起こしができたかどうか、成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)	単位	件						
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	160	28年度	120	29年度	146
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	多重債務等相談者のうち必要に応じて、相談員や弁護士、司法書士による多重債務等特別相談を行うことで、問題解決の一助を成している。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により、多重債務解消のための支援等を行う事業であり必要かつ有効である。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により、多重債務解消のための支援等を行う事業であり、受益者負担という観点からは馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性など各都市における多重債務状況が異なるが、本市も含め全体的に減少傾向にある。 なお、本市は平日の夜間等にも司法書士など法律の専門家による特別相談を行うなど多重債務相談に重点をおき、積極的な取組を引き続き行っているところである。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	多重債務相談については委託しており、これ以上は委託の余地がない。
協働の領域	市民の領域 A B C 行政の領域 D E	内容
現状 将来像		きわめてプライバシーの高い事柄であるとともに、法律の問題や心の問題等専門性が高く協働の領域には馴染まない。

総合評価

平成29年度の総合評価	多重債務等特別相談を実施し、一般の消費生活相談では対応が困難である多重債務の被害に対して適切な支援を行い相談者の問題解消に繋げた。 市民が弁護士等に相談する数少ない機会であり、本市においては重要な施策であることから今後も必要である。
-------------	---

改善の方向性

平成30年度以降の取組方針	維持 相談員が、負債・家計・資産の状況、債務の取引経過等を聞き取り、多重債務等特別相談に同席し、相談者をフォローしながら専門家である弁護士・司法書士による相談を円滑に進めている。具体的な方向性・解決手段を見出すことによって、債務整理、生活再建に向けた取組も進捗することから、事業が効果的であり継続して実施していく。
---------------	---

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	消費者行政活性化事業費	7439	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地方消費者行政活性化交付金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	平成21年度		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策	12 生活安全
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり
局	危機管理安全局
課	消費生活センター・計量担当
所属長名	今村 彰昭

事業実施趣旨	消費者被害の未然防止のために消費者行政活性化事業費補助金を活用して、相談窓口の強化や各種啓発事業を実施し、消費者の権利の尊重と安全の確保を図る。
対象(誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	消費者被害の未然防止
事業概要	消費者行政活性化事業費補助金を活用した事業を実施し、消費者被害の未然防止を図る。
実施内容	消費者被害の未然防止等を目的として、消費者行政活性化事業費補助金を活用し以下の啓発等事業を実施した。 (1)消費生活相談員等レベルアップ事業 国民生活センター実施の消費者行政担当者研修に参加 (2)地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 ・消費者フェスティバルの開催(11月)(延べ607人参加) ・くらしのトラブル防止セミナーの実施(延べ101人参加) ・親子消費生活講座の実施(延べ104人参加) ・教職員向け消費生活セミナーの実施(19人参加) ・小学生向け消費生活啓発パンフレットの作成(12,800部) ・国民生活センター実施の消費生活相談員研修に参加

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	6,220	6,279	4,616	
報償費	145	80	54	インターネット被害防止講座等謝礼
旅費	41	33	107	行政職員の国民生活センターへの派遣研修
需用費	1,585	1,717	6	小学生向け消費生活啓発パンフレットの購入
委託料	4,449	4,449	4,449	各種講座の委託料、イベントの開催
人件費 B	2,102	2,609	1,282	
職員人工数	0.06	0.11	0.15	
職員人件費	457	875	1,189	
嘱託等人件費	1,645	1,734	93	
合計 C (A+B)	8,322	8,888	5,898	
C 国庫支出金				
の 県支出金	6,220	8,248	4,616	消費者行政活性化事業補助金(10/10)
市債				
その他				
一般財源	2,102	640	1,282	

事業成果の点検

評価指標	消費者被害の未然防止や被害拡大の防止に向けて実施する消費者フェスティバル等の啓発事業への参加者数(アウトプット指標)を設定						単位	人	
目標・実績	目標値	達成年度	年度	27年度	1,889	28年度	1,181	29年度	1,107
平成29年度の目標に対する達成状況	(概ね)達成 やや達成できず 下回った	消費者行政推進交付金等を活用して、世代や特性に応じた事業の展開が一定図ることができているものとする。							

必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者被害の未然防止を図るために、消費者行政活性化事業費補助金を活用して消費生活相談窓口の機能強化や世代等に応じた啓発事業を実施する事業であり、必要性及び有効性が高い。
---------	--

受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	有 無	消費者被害の未然防止を図るために消費者行政活性化事業費補助金を原資とする事業の趣旨から、受益者負担という観点は馴染まない。
見直しの必要性	有 無	

他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	神戸市を除く県内他都市と比較した時、本市は上位3位に入っており、消費者行政推進交付金等をより積極的に活用し消費者行政の活性化が図られている。
---------------	--

担い手の点検

現状の委託等	全部 一部 無	
委託等の可能性	法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 上記以外 委託等の余地有 委託等の余地無	これまでも消費生活相談窓口PRパンフレットの全戸配布等、可能な部分については委託している。
協働の領域	市民の領域 A B C	行政の領域 D E
現状		
将来像		
内容	本事業は、市が企画して行う専門性の高い業務であり、協働の領域には馴染まない。	

総合評価

平成29年度の総合評価	平成21年度の事業開始以来、世代や特性に応じた様々な事業を実施しており、平成29年度においてもそれぞれ対象を絞った効果的な啓発事業を実施できたと考える。
-------------	--

平成30年度以降の取組方針	維持 引き続き世代や特性に応じた様々な講座等による消費者問題の啓発を実施とともに、人や社会・環境に配慮した消費行動(倫理的消費)への関心の高まりに応じ普及・促進に取組むことで、消費者問題に係る正しい知識と意識を持った賢い消費者の育成にも取り組み、被害の未然防止を図る。
---------------	--

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	定期検査等委託事業費	731K	事業分類	法定事業
根拠法令	計量法		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	昭和62年度		項	05 商工費
			目	20 計量検査費

施策	12 生活安全	所属長名	今村 彰昭
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり		
局	危機管理安全	課	消費生活センター・計量担当

事業実施趣旨	適正計量の確保を図るため、計量法に規定する特定市の事務として実施している。										
対象 (誰を・何を)	計量器使用者、市民										
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適正な計量器を使用することにより、商取引の安全を確保する。また、計量器の適正使用及び適正かつ正確な計量の実施を確保することにより、消費者の保護を図る。										
事業概要	取引又は証明に記載されている計量器の適正使用に関する啓発業務及び定期検査を委託する。										
実施内容	<p>委託先 一般社団法人兵庫県計量協会(指定期検査機関) 計量法に基づく定期検査は、全市を東部(小田・立花・園田)と西部(中央・大庄・武庫)に分けて隔年に巡回し、検査を実施している(奇数年度:市内東部、偶数年度:市内西部)。 <平成29年度実績(東部)></p> <table border="1"> <tr><td>巡回戸数</td><td>547戸</td></tr> <tr><td>検査戸数</td><td>474戸</td></tr> <tr><td>検査器数</td><td>1,488器</td></tr> <tr><td>合格器数</td><td>1,481器</td></tr> <tr><td>不合格器数</td><td>7器</td></tr> </table>	巡回戸数	547戸	検査戸数	474戸	検査器数	1,488器	合格器数	1,481器	不合格器数	7器
巡回戸数	547戸										
検査戸数	474戸										
検査器数	1,488器										
合格器数	1,481器										
不合格器数	7器										

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,221	4,948	5,342	
委託料	5,221	4,948	5,342	定期検査業務委託料
人件費 B	916	1,605	654	
職員人工数	0.07	0.27	0.15	
職員人件費	543	1,513	561	
嘱託等人件費	373	92	93	
合計 C(A+B)	6,137	6,553	5,996	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他				
訳 一般財源	6,137	6,553	5,996	

平成 30 年度事務事業シート (平成 29 年度決算)

事務事業名	施設維持管理事業費	7431	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画			款	35 商工費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 商工費
			目	25 消費生活センター費

施策	12 生活安全	所属長名	今村 彰昭
展開方向	12-3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		
行政の取組	12-3 安心できる消費生活を実現する環境づくり		
局	危機管理安全	課	消費生活センター・計量担当

事業実施趣旨	消費生活センターの施設維持管理
対象 (誰を・何を)	消費生活センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	消費生活センターの維持管理を適切に実施することで、市民サービスの向上を図る。
事業概要	消費生活センターの施設維持管理経費
実施内容	<p>女性・勤労婦人センターは指定管理者制度を導入しているが、同センターと消費生活センターは、複合施設であるため、施設維持管理委託及び光熱水費については、面積按分し支払額の1/3を指定管理者に委託料として支出している。</p> <p>(1)委託先 特定非営利活動法人 男女共同参画ネット尼崎 (2)委託内容 清掃業務、警備業務、自家用電気工作物保守管理業務、消防用設備等保守点検業務、冷暖房設備等保守点検業務、塵芥搬送業務、エレベーター保守点検業務、自動扉保守点検業務、防火対象物定期点検業務、受水槽清掃点検業務、簡易専用水道定期検査業務、館内害虫駆除業務</p>

事業費 (単位:千円)				
	28年度決算	29年度決算	(参考)30年度予算	備考
事業費 A	5,782	5,782	5,782	
委託料	5,782	5,782	5,782	施設維持管理委託
人件費 B	173	92	640	
職員人工数	0.01	0.00	0.00	
職員人件費	80	0	0	
嘱託等人件費	93	92	640	
合計 C(A+B)	5,955	5,874	6,422	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
の 市債				
の 財源				
内 其他	13	13	13	消費生活センター電気料等実費弁償金
訳 一般財源	5,942	5,861	6,409	